

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>「特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき」及び「財産の売払い、物件の貸付けその他の県の収入の原因となる契約であって、価格競争により契約の相手方を決めることが困難又は不適當なものをするとき」以外の場合であって、契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情があるとき。</p>	<p>1 契約の概要</p> <p>英語の運用及び指導能力の向上のため、英語教員を国外の大学等教育機関での英語研修プログラムに派遣するための研修先の確保や渡航滞在先等の企画運営業務の委託</p> <p>2 契約の性質又は目的が競争入札に適しない特別な事情の説明</p> <p>グローバル化対応教員育成のための国外大学等プログラムを受講できる海外の研修機関のうち、県の事業目的に最も合致したものを選定するには、海外留学先及びそこでのプログラムに関する高度で専門的な知識やノウハウが要求される。受注者に、海外の研修機関とそのプログラムについての提案を求めることが必要であり、かつ、契約の相手方により提案及びその成果が異なる可能性が大きいため、業務内容の規格を一律に指定し、入札（価格）によって委託先を決定するのは困難である。</p> <p>3 選んだ特定の相手方が契約相手として適當であることの説明</p> <p>公募により、業者から海外の研究機関と研修プログラムの提案を受け、令和8年3月26日開催のプロポーザル評価議会においてその内容を評価した結果、下記業者からの企画提案が評価規準を満たし、本業務の契約先として適當であると判断した。</p> <p>住所：愛知県名古屋市中区栄2-4-3 TOSHIN広小路本町ビル6F 法人：株式会社アイエスエイ 東海支社</p>

備考 この様式により難しいときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。